

加古川市治水対策促進会補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、加古川市治水対策促進会補助金（以下「補助金」という。）の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定することにより、補助金に係る予算の執行及び補助金の交付の決定の適正化を図ることを目的とする。

（法令、条例又は規則との関係）

第2条 補助金の交付に関しては、法令、条例又は加古川市補助金等交付規則（昭和61年規則第30号。以下「規則」という。）に特別の定めのあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の種類等）

第3条 補助金の種類、範囲、補助率及び額は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第4条 加古川市治水対策促進会会長（以下「補助事業者」という。）は、規則第5条に規定する補助金等交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）事業計画書
- （2）収支予算書
- （3）加古川市治水対策促進会規約
- （4）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第5条 市長は、前条に規定する補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査するとともに、補助金の交付の可否を決定するものとする。

（決定の通知）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、補助金等／交付／不交付／決定書（様式第2号）により、速やかにその旨を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後2週間以内に補助事業実績報告書（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書等を審査するとともに、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助金等確定通知書（様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定した後に、補助金を補助事業者に交付するものとする。ただし、市長が補助事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金の額の確定前であっても補助金の全部又は一部を交付することができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに補助金等請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

(4) 暴力団等であって、暴力団を利すると認められる補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(5) その他この要綱又はこれに基づき市長が行う処分に違反したとき。

(交付決定の取消しの通知)

2 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金等交付決定取消通知書(様式第8号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金等の返還)

第11条 市長は、前条第1項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて返還を命じることができる。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じなければならない。

3 前2項に規定する返還の命令は、補助金等返還命令書(様式第9号)により行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第 3 条関係）

補助金の種類	性質	事業費補助
	目的	加古川市治水対策促進会が行う事業の推進を図るため。
補助金の範囲	対象となる者	加古川市治水対策促進会
	対象となる経費	対象経費は、次のとおりとする。 （１）普及啓発事業に要する需用費、役務費、使用料及び賃借料 （２）調査研究事業に要する旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 （３）促進活動事業に要する旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料
補助金の補助率及び額	補助率	補助対象経費の 1 / 2 以内
	補助金の額	補助金の額は、次のとおりとする。 （１）補助対象経費に補助率を乗じて算出した額とする。ただし、算出した額に、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 （２）補助金の額は 300,000 円を限度とする。